

令和 8 年度 関西脱炭素行動変容促進業務委託仕様書

1. 業務の目的

令和 8 年 3 月に策定した関西広域環境保全計画（第 5 期）に基づき、大阪・関西万博のレガシーの継承を含め、住民や事業者の脱炭素行動変容を促す取組を推進することとしている。

そこで、本事業において、脱炭素行動変容を促すコンテンツを有する複数の事業者と連携し、関西広域連合がプラットフォームとして機能することで、それぞれのコンテンツを相乗効果で盛り上げ、構成府県市による取組の推進を後押しし、圏域の脱炭素に向けた行動変容の一層の促進を図る。

2. 契約期間

委託契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

3. 委託業務の内容

受託者は、企業や団体、国機関、構成府県市、その他関係者等と連携・協力の上、次の（１）～（２）の業務を実施する。

（１）脱炭素行動変容促進イベントの開催

関西広域の住民や事業者の脱炭素行動への機運醸成及び変容促進のため、多くの住民や事業者を呼び込むイベントを開催する。令和 8 年 9 月から令和 9 年 2 月の間の 1 日（休日）の開催とし、観覧料は無料とする。

ア. イベントの企画提案

関西広域の住民や事業者の脱炭素活動への機運醸成及び変容促進に資するイベントを企画すること。

（ア）より多くの観覧者を集めることを前提とし、イベントの登壇者は脱炭素行動変容を促すコンテンツを持つ事業者及び関西広域連合広域環境保全局関係者、脱炭素や社会情勢に造詣の深く当該事業に親和性の高い著名人を想定し、登壇者及びイベント内容の企画提案を行う。なお、提案内容には観覧者の行動変容を起こす具体的な案を含むこと。

（イ）イベントの開催場所は、関西広域連合域内の一日当たりの乗降者数が 50 万人以上となる鉄道駅及びその周辺施設かつ、一日の観覧者数（立ち見やながら見を含めて）が累計 1 万人以上を見込める規模のイベントスペースを想定し、開催場所の提案を行うこと。なお、開催場所が屋外の場合は、天候に配慮すること。

（ウ）イベントにより多くの観覧者が集まるように、イベントの内容や開催場所等を考慮した広報・宣伝活動の提案を行うこと

イ. その他イベントの運営

（ア）会場の確保を行うこと。（会場費、備品レンタル費等の支払い含む）

（イ）進行管理（会場レイアウト図、タイムテーブル、進行台本等を含む運営マニュアル、その他資料作成を含む）を行うこと。

（ウ）資材の準備や会場の設営等、イベント開催に係る準備・撤去等を行うこと。

（エ）登壇者・司会等の手配及び調整を行うこと。なお、登壇者のうち、関西広域連

合環境保全局関係者は、委託者と協議して決定する。

- (オ) 各種支払い関係について、報償費・費用弁償を含め、実績に応じた支払いを行うこと。なお、登壇者のうち、関西広域連合環境保全局関係者は無償とする。
- (カ) イベントの観覧者の募集・案内・誘導を行うこと。
- (キ) 観覧者及び施設等の安全管理を行うこと。
- (ク) イベント保険への加入と保険料の支払（対人・対物補償を含んだ賠償責任補償）を行うこと。
- (ケ) 観覧者アンケートの作成・実施・回収集計・分析等を行うこと。なお、アンケート内容については満足度・要望などが聴取できるよう工夫するとともに、可能な限り多数の回答回収の手法を過去実績に基づき提案すること。
- (コ) 開催記録・議事要旨・記録写真の作成を行うこと。なお、撮影した写真は、委託者が無償で、撮影者のクレジットなしで使用できるものとする。
- (サ) その他、イベントの企画・開催に必要な業務を行うこと。

(2) 脱炭素行動変容を促進するプロモーションの実施

関西広域の住民や事業者の脱炭素活動への機運醸成及び変容促進のためには、一過性のイベントで終わらせず、継続的な呼びかけを行うことが重要であり、各種媒体を活用したプロモーションを行うこと。

ア. 脱炭素行動変容を促進するプロモーションの企画提案

関西広域の住民や事業者の脱炭素活動を促進及び脱炭素行動変容を促すコンテンツを周知するためのプロモーションについて企画・提案すること。

イ. プロモーションに関する予見事項

予見事項は、プロモーションの企画提案の内容を制限するものではなく、企画提案書を作成する際の参考情報として記載する。

- (ア) 関西広域連合の公式 SNS 及びメールマガジンは以下のとおりである。

X : <https://x.com/KansaiKouiki>

Facebook : <https://www.facebook.com/kansai.kouiki>

メールマガジン : <https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jyuminsankaku/mailmaga/254.html>

- (イ) 関西広域連合環境保全局 CO₂ ネットゼロ推進課では、令和 8 年 11 月 18 日（水）～20 日（金）10:00～17:00 インテックス大阪において開催される脱炭素経営 EXPO へのブース出展を予定している。なおブース出展費用は委託者が負担する。
- (ウ) 関西広域連合環境保全局 CO₂ ネットゼロ推進課では、令和 8 年 11 月ごろに「関西脱炭素フォーラム 2026」の開催を予定している。

4. 業務スケジュール（予定）

内容	月												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
イベントの開催				委託契約締結			イベント開催						
脱炭素経営EXPOへの出展								出展					

5. 完了報告書の提出

完了報告書を1部作成し、電子データ（CD-R 1枚）とともに提出すること。また、これと併せて電子データについても提出すること。

6. その他留意事項

- (1) 業務全体のスケジュールを提案し、実施すること。なお、提案にあたっては、登壇者の確定時期や、広報期間を含むこと。
- (2) 日程、会場、内容等について、最終的には委託者と協議のうえ、決定すること。
- (3) 脱炭素の観点に配慮し、必要な検討を行うこと。
- (4) 常に監督職員と連絡を密にし、本業務を遂行するうえで疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (6) 本業務の履行に際し、制作に必要な素材は、受託者が取材することで調達し、使用する著作物については、肖像権（イベント観覧者を除く）、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (7) 委託業務の遂行のために関西広域連合が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに関西広域連合に返却することとする。
- (8) 作成された成果物に関する著作権や、デザインやイラスト等、業務で発生した権利は関西広域連合に帰属するものとし、関西広域連合が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (9) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先等について、関西広域連合に対して書面により申請を行い、承諾を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (10) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス等に感染していることにより連合

又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。